# 令和6年度 一般会計等財政健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された令和6年度健全化判断比率及び資金不 足比率審査資料の内容が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

#### 2 審査の期間

令和7年8月4日から同年8月25日まで

#### 3 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる資料は、いずれも適正に計算・作成されているものと認められた。

算定による各比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準と比較して、健全な比率であり、効率的な行財政運営に努めた予算執行の成果であると判断する。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果は、次のとおりである。

# 館山市指標

区分	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	_	_	_	13.07%以上	20.0%以上
② 連結実質赤字比率	_	_	_	18.07%以上	30.0%以上
③公債費比率	6.1%	6.8%	7.1%	25.0%以上	35.0%以上
④ 将来負担比率	21.2%	51.1%	70.7%	350.0%以上	_
⑤ 資 金 不 足 比 率 (下水道事業会計)	_	_	_	20.0%以上 (経営健全化基準)	

## (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

普通会計の赤字額の割合であり、これまで使われている「実質収支比率」と同じもので、黒字の場合は「一」となる。令和6年度の実質赤字比率は、実質赤字額が発生していないので、当該数値は算定表示されない。

## ② 連結実質赤字比率について

市の全会計を対象として、全会計の赤字額から黒字額を引いた額(連結実質赤字額という)を、標準財政規模で除した比率で、黒字の場合は「一」となる。

令和6年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が発生していないので、当該数

値は算定表示されない。

### ③ 実質公債費比率について

実質的な公債費(地方債の元利償還金)が、財政に及ぼす負担を表す指標である。 地方税・普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源が、公債費や公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に、充当された割合を表す指標である。

令和6年度の実質公債費比率は7.1%となっており、早期健全化基準の25.0%以上と比較すると、これを下回っている。

## ④ 将来負担比率について

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、普通会計が負っている借金が、普通会計の標準的な年間収入の何年分かがわかる。

令和6年度の将来負担比率は70.7%となっており、早期健全化基準の350.0%以上と比較すると、これを下回っている。

○ 将来負担比率 = { 将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込み額+ 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額) } ÷ { 標準財政規模 -(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) }

(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

#### ⑤ 資金不足比率について

公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標である。公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入規模で除した比率であり、資金不足が生じていない場合は「一」となる。

令和6年度の下水道事業会計は資金不足が発生していないので、当該数値は算定表示されない。

#### (3) 是正改善を要する事項

法に基づく基準値を下回っているが,公債費比率及び将来負担比率ともに,ここ数年,数値が上昇している。

特に、将来負担比率の増加率が高くなっている。将来世代にプラスを残す投資をしていくために、行財政改革に対して不断の努力を求めるものである。